

# ニセコ町地域防災計画

(原子力防災計画編)

N I S E K O

H O K K A I D O J A P A N

2013年3月28日作成

2014年3月26日修正

ニセコ町防災会議

# 目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	2
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	2
1 原子力施設等の状況に応じた防護措置の準備及び実施	2
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	3
第6節 原子力災害に至らない事故への対応	3
第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第2章 原子力災害事前対策	8
第1節 基本方針	8
第2節 泊発電所における予防措置等の責務	8
1 泊発電所における安全確保	8
2 泊発電所における防災体制の確立	8
第3節 原子力防災体制等の整備	8
1 ニセコ町防災会議	8
2 泊発電所原子力事業者防災業務に関する協議	8
3 原子力防災要員等の届出の受理	8
4 立入検査の実施等	8
5 泊発電所に関する安全確保	9
6 広域的な応援体制の整備	9
7 長期化に備えた動員体制の整備	10
8 緊急時応急対策拠点施設の整備等	10
9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	10
10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	10
第4節 避難収容活動体制の整備	10
1 退避等措置計画等の作成	10
2 避難場所等の整備	11
3 災害時要援護者等に対する配慮	12
4 学校等施設における避難計画の整備	12
5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備	13
6 住民等の避難状況の確認体制の整備	13
7 避難場所・避難方法等の周知	13
第5節 通信連絡体制の整備	13
1 町、道等の通信連絡体制の整備	13
2 住民等に対する情報伝達体制の整備	13
第6節 緊急時モニタリング体制の整備	13

第7節	緊急被ばく医療活動体制等の整備	14
1	医療関係者等の参加・連携による体制の構築	14
2	医療活動用資機材、体制の整備	14
第8節	防災資機材の整備	14
第9節	防災対策資料の整備	14
1	泊発電所に関する資料	14
2	社会的環境に関する資料	14
3	自然的環境に関する資料	15
第10節	行政機関の業務継続計画の策定	15
第11節	原子力防災等に関する住民等への知識の普及と啓発	15
1	普及啓発活動	15
2	避難先連絡の周知	16
第12節	防災業務関係者の人材育成	16
第13節	防災訓練の実施	16
1	防災訓練の実施	16
2	国の総合的な原子力防災訓練への参画	17
第14節	泊発電所上空の飛行規制	17
1	国（国土交通省）の規制措置	17
2	原子力事業者の措置	17
第3章	緊急事態応急対策	18
第1節	基本方針	18
第2節	事故状況等の把握及び通報連絡	18
1	警戒事象発生情報の連絡	18
2	特定事象発生情報の連絡	18
3	応急対策活動情報の連絡	19
4	一般通信回線が使用できない場合の対処	20
5	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	20
第3節	応急活動体制	22
1	配備体制及び災害対策本部等の設置	22
2	第1非常配備（初期活動体制）	23
3	第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）	23
4	第3非常配備（災害対策本部の設置）	25
第4節	住民等に対する広報及び指示伝達	27
1	住民等への広報	27
2	住民問い合わせ窓口	28
3	町の行う広報及び指示伝達	28
第5節	緊急時モニタリング	30
1	緊急時モニタリング活動への協力	30
2	放射性物質による汚染状況の把握	30

第6節	防護対策	30
1	防護対策の実施	30
2	避難又は避難の誘導	33
3	一時滞在場所の設置	33
4	災害時要援護者等への配慮	34
5	学校等施設における避難措置	34
6	仮設住宅等の活用	34
7	警戒区域の設定	35
8	立入制限等の措置	35
9	防護対策地区及び警戒区域内の警備	35
10	防災業務関係者の防護対策	35
11	飲料水・飲食物の摂取制限等の措置	35
第7節	緊急被ばく医療活動	36
第8節	緊急輸送活動及び必需物質の調達	37
1	緊急輸送活動	37
2	生活必需品の調達	37
第9節	行政機関の業務継続に係る措置	38
第10節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	38
第4章	原子力災害中長期対策	40
第1節	基本方針	40
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	40
第3節	現地事後対策連絡会議の出席等	40
第4節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	40
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	40
第6節	各種制限措置等の解除	40
第7節	損害賠償の請求等に必要な資料の作成	41
1	被災住民等の登録	41
2	損害調査の実施	41
3	健康調査の実施	41
4	諸記録の作成	41
第8節	被災者等の生活再建等の支援	41
第9節	風評被害等の影響の軽減	42
第10節	被災中小企業等に対する支援	42
第11節	心身の健康相談体制の整備	42
第12節	物価の監視	42
第13節	原子力事業者の災害復旧対策	42
1	災害復旧計画の作成	42
2	道等が行う災害復旧対策への協力	42
3	損害賠償請求等への対応	42

別添1 「緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」 .....	43
別添2 「OILと防護対策について」 .....	46